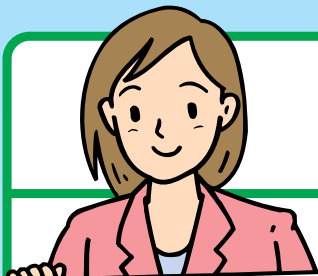




万が一のときでも安心の保険です!!

平成21年10月1日住宅瑕疵担保履行法スタート!



住宅取得者の皆様へ

住宅瑕疵担保責任保険

あんしん住宅瑕疵保険 概要説明書

**重要な
お知らせです!**

●住宅事業者の皆様へ：

対象となる保険について、下記のいずれかのチェック欄に☑をつけて住宅取得者へお渡してください。

義務化対応保険

任意保険

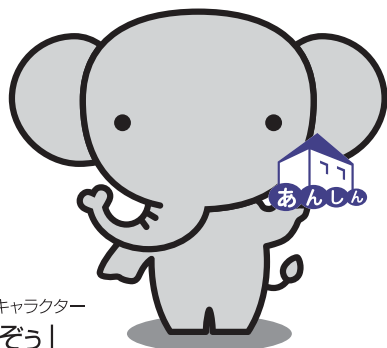
※義務化対応保険と任意保険の主な違いは、「紛争処理に関する事項」(最終ページ参照)です。

この「あんしん住宅瑕疵保険概要説明書」は、あんしん住宅瑕疵保険の内容をご理解いただくために、住宅取得者の皆様に関わる特に重要な事項をわかりやすく説明したものですので、必ずお読みいただきますようお願い致します。

なお、本書面は、本保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、住宅事業者、住宅あんしん保証または取次店までお問い合わせください。



国土交通大臣指定
住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社 住宅あんしん保証



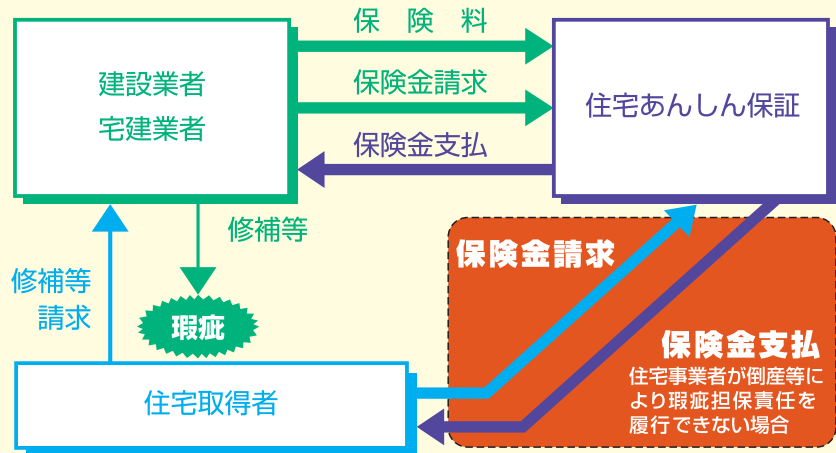
戸建住宅/中小企業者向けキャラクター
「あんしんするぞう」



共同住宅/中小企業者向けキャラクター
「あんしんするべやあ〜」

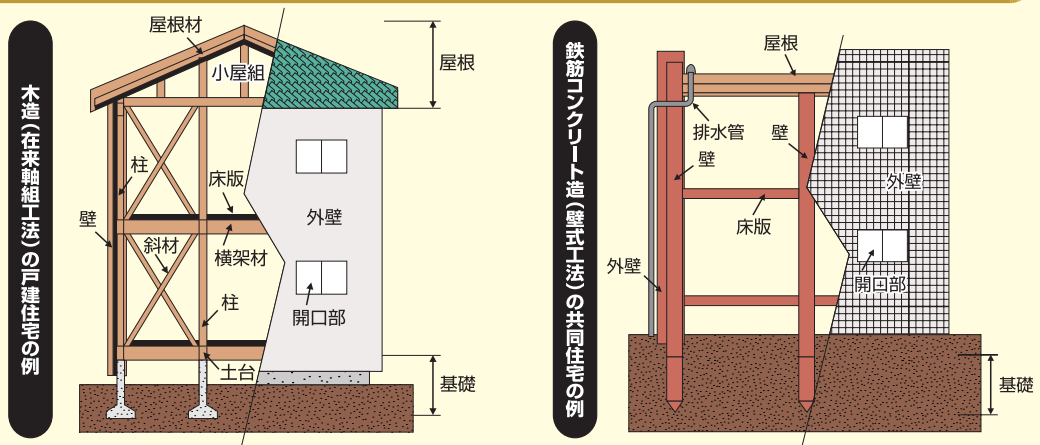
1. 保険のしくみ

- この保険は、住宅の瑕疵担保責任を履行するための資金確保措置の一つとして、事業者が加入する保険です。
- 万が一、住宅事業者の倒産等により、瑕疵の修補等が行われない場合には、住宅取得者に直接保険金が支払われます。



2. 保険の対象となる基本構造部分

柱、基礎等の構造耐力上主要な部分と外壁、屋根等の雨水の浸入を防水する部分の瑕疵に対して保険金が支払われます。



3. お支払いする保険金の種類

お支払いする保険金は次のとおりです。詳細は住宅あんしん保証までお問い合わせください。

- ①修補費用・損害賠償保険金
事故を修補するために必要な材料費、労務費、その他の直接修補に要する費用
- ②事故調査費用保険金
修補が必要な範囲、方法、金額を確定するための調査費用
- ③仮住まい費用保険金
住宅の修補期間中に転居を余儀なくされた場合の宿泊もしくは住居賃借、転居費用

なお、上記の他に、争訟費用保険金、求償権保全費用保険金があります。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由により生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 地震や台風、暴風雨等の自然変象による損害(ただし、瑕疵の原因がこれらによらないことが明らかな場合を除きます。)
- 虫食い・ねずみ食いや瑕疵によらない自然の消耗・摩滅等による損害
- 増築・改築・修補の工事に関する瑕疵による損害
- 著しい不適正使用、不適切な維持管理による損害
- 弊社又は住宅事業者が不適当であると指摘したにもかかわらず、住宅取得者が採用させた設計・施工方法や材料等による損害 等

なお、上記の他にも保険金をお支払いできない場合がありますので、詳細は住宅あんしん保証までお問い合わせください。

5. 保険期間（保険のご契約期間）

- 保険責任は、原則として住宅の引渡し日に始まります。
- 保険期間は、原則として10年間となります。

※分譲マンションの場合については、住宅あんしん保証までお問い合わせください。

6. 支払限度額および免責金額（住宅取得者の自己負担額）

(1) 支払限度額

	《戸建住宅》	《共同住宅》
1住宅あたりの限度額	2,000万円*	2,000万円
事故調査費用	1住宅につき、瑕疵の修補に要した費用の10%または50万円のいずれか小さい額を限度（ただし実額を限度）とします。	1住棟につき、瑕疵の修補に要した費用の10%または200万円のいずれか小さい額を限度（ただし実額を限度）とします。
仮住まい費用	1住宅につき、50万円を限度（ただし実額を限度）とします。	1住宅（1住戸）につき、50万円を限度（ただし実額を限度）とします。

※オプションプランの場合は、3,000万円、4,000万円、5,000万円のうち選択された金額となります。

（注）ただし、オプションプランの場合であっても、故意・重過失損害についての支払限度額は、2,000万円となります。

(2) 免責金額（住宅取得者の自己負担額）

この保険では、住宅の区分に応じて以下のとおり、1事故あたりの免責金額（住宅取得者の自己負担額）を設定しています。

- 戸建住宅：1住宅（1住戸）あたり10万円
- 共同住宅：1住棟あたり10万円

7. 支払われる保険金の計算式

支払限度額を限度として、次の式により算出された額を、保険金としてお支払いします。

(修補費用・損害賠償保険金 + 争訟費用保険金 - 10万円)



- 求償権保全費用保険金
- 事故調査費用保険金
- 仮住まい費用保険金

保険金の例

- 屋根部分の雨漏り事故により、修補費用：210万円 事故調査費用：15万円 仮住まい費用：10万円の損害が発生した場合

$$210\text{万円} - 10\text{万円} + 15\text{万円} + 10\text{万円} = 225\text{万円}$$

(修補費用・損害賠償保険金) (免責金額) (事故調査費用保険金) (仮住まい費用保険金)

〈共同住宅の場合の注意点〉

保険加入住宅が共同住宅で、かつ、1つの住棟に保険の対象とならない住戸があるときには、保険事故が発生した場合の保険金は、保険の対象となる損害の額に対し、全住戸に占める保険の対象となる住戸の占有面積による持分割合に応じて支払われます。



8. 紛争処理に関する事項

おもて面のチェック欄にて「義務化対応保険」に☑がついている場合に限り、専門の紛争処理機関が利用できます。

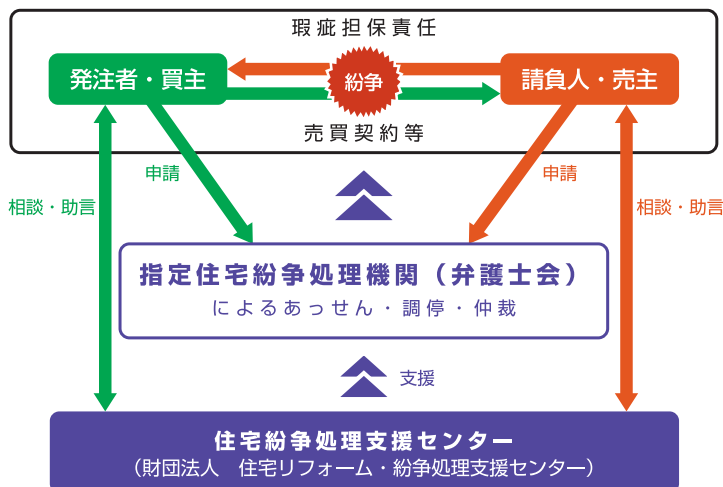
(任意保険に☑がついている場合は対象外となりますのでご注意ください。)

- ・住宅取得者、住宅事業者のどちらからでも
- ・瑕疵以外の紛争でも
- ・一万円の申請手数料だけで
- ・専門の弁護士・建築士による迅速な

紛争処理が受けられます



◇紛争処理制度について



●住宅事業者と住宅取得者との間に請負契約または売買契約に関する紛争が生じた場合、紛争の当事者である双方または一方からの申請により、紛争のあっせん、調停および仲裁を指定住宅紛争処理機関(弁護士会)に申し立てることができます。

●住宅あんしん保証は、指定住宅紛争処理機関からの意見照会に対する意見提出、当事者としての紛争処理への参加、成立・提示された調停案等に従うことにより、迅速かつ適切な紛争処理に向けて協力します。

【お問い合わせ先】

この保険に関する一般的なお問い合わせ・相談等や、保険事故が発生した場合については、住宅あんしん保証または取次店にご連絡ください。

(株)住宅あんしん保証

〔一般的なお問い合わせ・ご相談〕

電話番号:03-3516-8008 (受付時間:月~金9:00~17:30)

〔事故の受付窓口〕

平日 電話番号:03-3516-8010 (受付時間:月~金 9:00~17:30)

休日 電話番号:0120-988-572 (受付時間:土日・祝9:30~17:30)

○保険加入住宅について住宅事業者と住宅取得者との間で困りのことが起こった場合には、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターにご相談いただくこともできます。

(この保険の具体的な内容等に関するお問い合わせは除きます。)

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

電話番号:03-3556-5147 (受付時間:月~金10:00~12:00/13:00~17:00)



取次店(お問い合わせ先):